

件名： 福祉優待バス乗車証の利用区間拡大について

担当課： 健康福祉部 高齢福祉課 高齢者支援担当（電話：083-934-2793）

「福祉優待バス乗車証交付事業」とは

目的

高齢者及び障がい者の移動支援として、福祉優待バス乗車証（以下「乗車証」という。）を交付することにより、社会参加の増進を図る。

事業概要

現行では、市内を運行する路線バスを対象として、乗車証を提示することにより、市内乗降車につき、敬老バス乗車証の場合：1乗車100円、障がいバス乗車証の場合：無料（介護人付の場合は本人に加え介護人一人も無料）で乗車できる。

平成29年10月1日からは、適用運行範囲を拡大し、市内から市外、市外から市内でも利用できるように事業の充実を図る。

～利用方法～

☆1乗車100円となる利用区間

- ・山口市内（乗り）⇒山口市内（降り）
- ・山口市内（乗り）⇒市外（降り）
- ・市外（乗り）⇒山口市内（降り）

※市外（乗り）→市外（降り）の乗車、高速バス、特急バス、空港連絡バスは利用できませんので、正規の運賃が必要です。

事業費（バス事業者への負担金）

平成29年度当初予算額 138,544,470円

【うち、10月1日からの増額分 2,140,320円】

対象者数（平成29年4月1日現在）

- ・敬老バス乗車証 38,691人
- ・障がいバス乗車証 6,509人 【合計】 45,200人

周知方法

- ・市報9月15日号に記事掲載
- ・対象者に周知ハガキを発送
- ・バス車内に周知ポスターを掲示

乗車証の有効期限について

乗車証の有効期限は平成31年3月末までとしており、現在配布しているものは期限まで引き続き使用することができる。

対象者詳細

①敬老バス乗車証

山口市に住民登録がある70歳以上の高齢者に交付

※障がいバス乗車証の対象者は除く

乗車証を提示すると1乗車100円

②障がいバス乗車証

山口市に住民登録がある下記の方が対象（年齢制限なし）

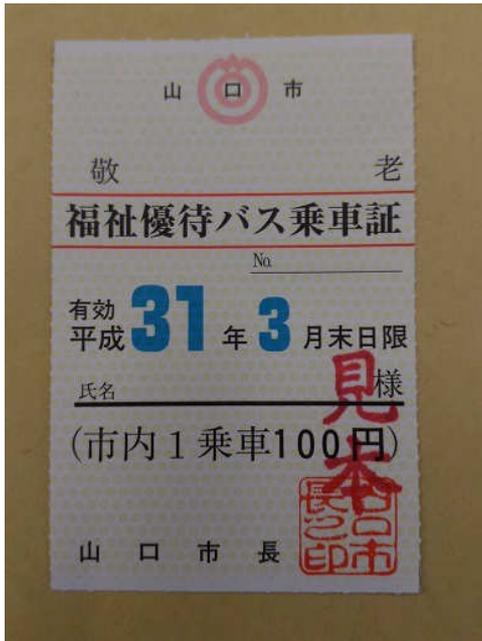
乗車証と各種障害者手帳を提示すると市内無料

- ・身体障害者手帳1級～3級の所持者
- ・療育手帳Aの所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳1級～2級の所持者

（障がい・介護人付バス乗車証）

障がいバス乗車証の対象者で、下記の条件に該当する方は、本人に加え、介護人一人も無料で乗車できる。

- ・身体障害者手帳1級～3級の所持者で、身体障害者旅客運賃割引規則に規定する第1種身体障害者の対象者（手帳に第1種と記載されている人）
- ・療育手帳Aの所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の所持者



①敬老バス乗車証



②障がいバス乗車証

これまでの経過

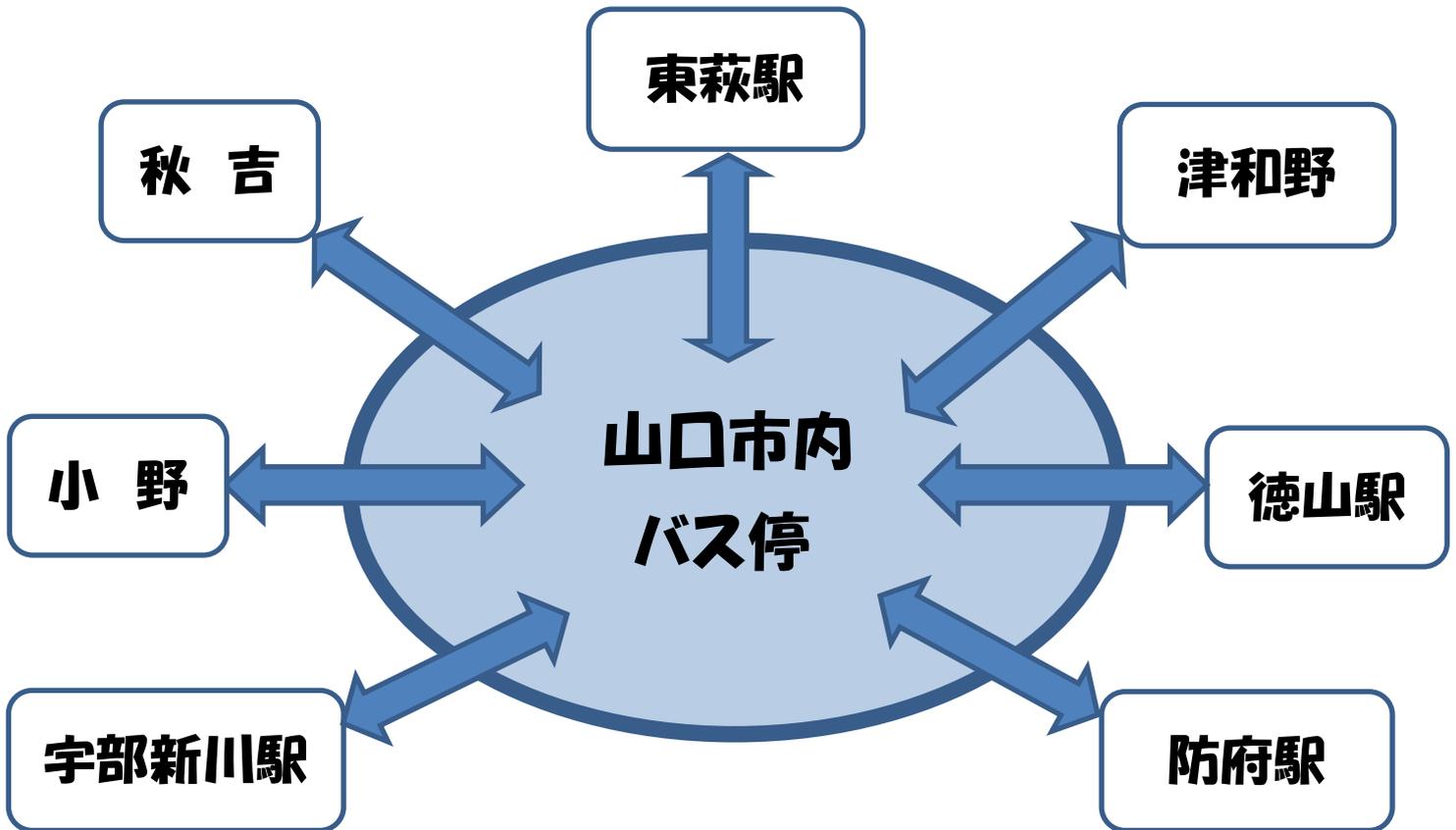
- 昭和55年10月 制度開始 山口市営バスを対象に無料化
(対象者：76歳以上の高齢者、身障3級、療育A、精神1級)
- 昭和56年度 高齢者の対象年齢を73歳以上に変更
- 昭和57年度 高齢者の対象年齢を70歳以上に変更
- 平成12年度 市営バス廃止に伴い、防長交通へ委託
- 平成16年10月 市内を運行する全路線バスを対象とし、敬老を1乗車100円に有料化
- 平成17年10月 合併により適用運行範囲を拡大 (旧4町域)
- 平成22年4月 合併により、適用運行範囲を拡大 (旧阿東町域)
- 平成28年4月 乗車証の有効期間を1年から3年に変更
- 平成29年10月 適用運行範囲を拡大し、市内から市外、市外から市内でも利用できるように変更

件名： 福祉優待バス乗車証の利用区間拡大について

担当課： 健康福祉部 高齢福祉課 高齢者支援担当
(電話：083-934-2793 内線 2844)



～平成29年10月1日～山口市民対象の 福祉優待バス乗車証の利用区間を拡大します



～利用方法～

☆ 1乗車100円となるのは・・・

- ・山口市内(乗り)⇒山口市内(降り)
- ・山口市内(乗り)⇒市外(降り)
- ・市外(乗り)⇒山口市内(降り)

上記の区間をご利用になる場合です

※市外(乗り)⇒市外(降り)の乗車、高速バス、特急バス、空港連絡バスは利用できませんので、正規の運賃が必要です。

1乗車100円

※一定以上の障害者手帳
所持者は無料

▼問い合わせ先▼

山口市役所 高齢福祉課

電話：083-934-2793